

町営住宅について入居者を募集します。

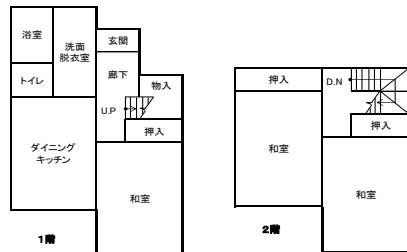
希望される方は金ヶ崎町都市建設課にご相談ください。

金ヶ崎町役場都市建設課
建築住宅係 42-2111

辻岡住宅(昭和59年築)

- ①所在地 西根中谷地56番地2
②募集戸数 1戸
③間取り 3K
④家賃 19,500円～38,300円
⑤その他 水洗式トイレ、ガス風呂釜、金ヶ崎小学区

※住戸により部屋の配置が若干変わります。



●募集日程

- ① 令和7年 4月21日 (月) ～4月25日 (金)
② 令和7年 6月23日 (月) ～6月27日 (金)
③ 令和7年 8月25日 (月) ～8月29日 (金)
④ 令和7年 10月20日 (月) ～10月24日 (金)
⑤ 令和7年 12月8日 (月) ～12月12日 (金)

●注意事項

- (1) 応募資格を満たしている必要があります。詳細は裏面を確認してください。
(2) 入居は受付からおよそ1カ月後となります。事前内覧はしていません。
(3) 空き住戸が無くなった時点で、募集を終了します。

●応募資格

(1)同居する親族がいること。

ただし、60歳以上の方、又は生活保護法による被保護者、又は障害をお持ちで障がい者手帳が交付されている方、又はDV被害者は単身での応募ができる場合があります。

(2)市区町村税に滞納がないこと。

(3)入居者および同居者が暴力団員ではないこと。

(4)入居者と同程度以上の収入のある連帯保証人が1名いること。

(5)住宅に困窮しており、次のいずれかに該当すること。

- ①住宅以外の建物若しくは場所に居住している。
 - ②保安上危険若しくは衛生上有害な状況にある住宅に居住している。
 - ③他の世帯と同居して著しく生活上の不便を受けている。※家族間の不仲は含みません。
 - ④住宅がないため親族と同居することができない。
 - ⑤住宅の規模、設備又は間取りと世帯構成との関係から衛生上又は風教上不適当な居住状態にある。
 - ⑥正当な事由による立退きの要求を受け、適当な立退き先がないため困窮している。
 - ⑦住宅がないため勤務場所から著しく遠隔の地に居住を余儀なくされている。
 - ⑧収入に比して著しく過大な家賃の支払いを余儀なくされている。
- ※その他特別な事情がある場合は都市建設課でご確認ください。

(6)収入月額が15万8千円以内であること。

ただし、高齢者世帯(60歳以上)や、小学校就学前の同居者がいる等の要件に応じ、基準額が21万4千円に緩和されます。

$$\text{収入月額} = (\text{合計所得金額} - \text{※各種控除額}) \div 12$$

※各種控除額

- ①所得控除……1人あたり上限10万円
- ②同居親族等控除……… 38万円／人
- ③老人扶養控除……… 10万円／人
- ④特定扶養親族控除……… 25万円／人
- ⑤障害者控除……… 27万円／人
- ⑥特別障害者控除……… 40万円／人
- ⑦ひとり親(男不問)……… 35万円／人
- ⑧寡婦(寡夫)控除……… 27万円／人

●応募方法および選考方法

所定の申込書に必要書類を添えて提出してください。

選考は提出書類の審査により行います。

申込書提出時に住宅の困窮事情等をお伺いしますので、できるだけ本人又はご家族の方がおいでください。

●入居に関する注意事項

(1)入居前に敷金を納付すること。(敷金は家賃の3ヶ月分)

(2)連帯保証人の署名・押印する書類に収入印紙(200円)を貼っていただきます。

(3)入居指定日から10日以内に入居すること。

(4)当月分の家賃は期限までに必ず支払うこと。

(5)退去時には原状回復を行うこと。(畳の表替え、障子および襖紙の張替は入居期間によらず行うこと。)

(6)公営住宅法、その他関係法令、金ヶ崎町営住宅等条例等の規定に従うこと。